

1. 件名：東京電力ホールディングス(株) 柏崎刈羽原子力発電所第7号機固定式消火設備における使用前事業者検査に関する面談

2. 日時：令和3年8月5日 14時00分～14時50分

3. 場所：原子力規制庁2階大会議室

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

上田企画調査官、渋谷上席原子力専門検査官

東京電力ホールディングス(株)

原子力運営管理部 設備技術グループマネージャー他 2名

5. 要旨

○原子力規制庁は、東京電力ホールディングス(株)から、資料に基づき、柏崎刈羽原子力発電所の新規制基準適合工事における配管の不適切な溶接部に係わる申告案件の調査状況について説明を受けた。

○一部、使用前事業者検査が完了している7号機については、調査対象の溶接部が約3900カ所あり、そのうち約200カ所については調査が完了し異常は認められなかったが、今後、調査を進めるには配管を切断して内部を調査する必要がある旨の説明を受けた。

○原子力規制庁は、東京電力ホールディングス(株)に対して、以下のとおり申し伝えた。

- ・ 先ずは申告を受けた当事者として、事実関係の究明にしっかり取り組むこと。
- ・ 使用前事業者検査が一部完了している7号機についても、必要な調査を実施すること。
- ・ 調査にあたっては、他の設備や検査に影響がないかも含めて、検証可能な方法により進めること。
- ・ 今後、調査の進捗に応じ、適切な段階で説明すること。

6. その他

資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所7号機固定式消火設備における使用前事業者検査

について

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6・7号機に関する申告内容とそれに基づく調査状況および今後の対応について